

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 22 日

各都道府県水道行政担当課長 殿

各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課水道計画指導室 専門官

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

水道行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。とりわけ近年は、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨など、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8 月 6 日からの大雨や台風 22 号及び 23 号等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生しました。

これから、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図るべく、今般、国土交通省水管理・国土保全局長から都道府県知事あて「出水対策について」（別紙①：令和 8 年 4 月 22 日付け国水防第 18 号）及び指定都市の長あて（別紙②：令和 8 年 4 月 22 日付け国水防第 19 号）（以下「局長通知」という。）が発出されたところであり、頻発化・激甚化する災害の被害に備えるよう依頼がされたところです。

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、梅雨期及び台風期において、停電による水道施設の機能停止や河川の氾濫及び土砂災害の発生により施設の浸水、原水濁度の上昇や取水不良、管路の折損等につながるおそれがあることから、十分な留意をお願いいたします。関係機関等における周知徹底を図るため、局長通知を別紙①、②のとおり送付いたしますので、都道府県及び水道事業者等におかれましては、内容を確認いただいた上で適切に御判断・御対応いただくよう、お願いします。

また、都道府県及び水道事業者等におかれましては、二次災害等に十分留意し、水道施設の被害状況の確認や復旧作業等を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、断水等の被害情報を積極的に収集し、断水等の被害を確認した時点で、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（別紙③：令和8年4月3日国水水第18号）による報告様式（別添1）等により、速やかに国土交通省各地方整備局水道担当あてに、御報告いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

松井 利親 matsui-t2za@mlit.go.jp

及川 慎 oikawa-m2uj@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-437、34-440）

直通 03-5253-8820